

# 令和 8 年度 部活動に係る活動方針

琉球大学教育学部附属小学校

1 スポーツ少年団等や芸術文化団体等の活動は、児童の健全育成を第一義に行うこと。

健康な「心」と「体」、そして「規律」

「心」… 仲間を大切に、指導者や保護者会で世話をして下さる方々に感謝する。

「体」… 活動時間を守り、児童一人一人の体力を踏まえた運動量を考えた活動内容とする。

「規律」… 礼儀(あいさつ)、きまり・時間を守る、学習との両立など、学んだことを学校生活や家庭生活に生かす。

2 活動時間

次の時刻にはすべての活動を終え、帰宅させる。送迎等は保護者の責任で行い、児童の安全面へは十分配慮すること。

(1) 平日の活動は学校の教育課程(活動)時間外(16:00以降)で行うこと。

① 夏時間(3~9月):2時間程度とし、18:00~18:30までには下校(18:30完全撤収)

② 冬時間(10~2月):2時間程度とし、17:30~18:00までには下校(18:00完全撤収)

(2) 休日の活動時間:原則として3時間程度とし、終了時刻は上記に準ずる。

(3) 休息日:週3日程度の休息日を設ける。また、土曜日もしくは日曜日の1日を休息日とする。

(4) 週あたりの活動時間は、11時間程度の範囲内とすること。その中で、できる限り短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

(5) 活動しない日

① 家庭の日:第3日曜日

② 地域の日:第3土曜日

③ その他、大学または学校が活動休止を求める日

3 学校の教育活動に支障が出ないように配慮すること。

4 毎月1回、部活動の連絡会議を設け、保護者及び指導者の代表者は出席すること。

5 スポーツ傷害保険に加入すること。

6 下校後、活動すること。

7 活動は必ず指導者、あるいは大人の責任者の立ち会いのもとに行うこと。

8 指導者は保護者会と連携し、児童の健康や体力にあった練習量を考慮すること。

9 チームのユニフォームやチームシャツ(チーム名や番号の入ったシャツ)等で登校しない。活動用の道具等を教室に持ち込まない。

10 部活動の屋外倉庫については、それぞれの団体で保守・管理し、台風等の天候不良時には、安全面等に留意すること。

11 活動前後の買い食いは禁止する。(学校にお金を持ってこない)

12 台風や不審者情報等には留意して、児童の安全確保を優先すること。

13 令和7年9月1日付琉球大学教育学部長より通知の「部活動及びスポーツ少年団活動等(文化系活動含む)における望ましい指導の在り方について」を厳守する。厳守できない状況の場合は、大学と協議し、活動を停止することもある。